

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公表番号】特表2004-508660(P2004-508660A)

【公表日】平成16年3月18日(2004.3.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-011

【出願番号】特願2002-512986(P2002-512986)

【国際特許分類】

H 01 B 5/10 (2006.01)

H 01 B 13/26 (2006.01)

【F I】

H 01 B 5/10

H 01 B 13/26 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月13日(2007.11.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】共通の長手軸の周りに撲られ、有意な量の弾性曲げ変形を有する複数本の脆性線と、

前記線の前記弾性曲げ変形を維持する維持手段と、
を含む、撲りケーブル。

【請求項2】前記維持手段が、前記複数本の脆性線の周りに巻き付けられた接着テープを含み、場合により、前記接着テープが感圧接着剤を含む、請求項1に記載の撲りケーブル。

【請求項3】共通の長手軸の周りに撲られ、有意な量の弾性曲げ変形を有する複数本の脆性線を含み、

前記維持手段を含む前記撲りケーブルの外径が前記維持手段を除く前記複数本の撲り脆性線の外径の110%以下である、請求項1に記載の撲りケーブル。

【請求項4】前記撲りケーブルには前記複数本の脆性線の周りに電力導体層がない、請求項3に記載の撲りケーブル。

【請求項5】コアと前記コアの周りの導体層とを含む送電ケーブルであって、前記コアが請求項1～4の何れかに記載の前記撲りケーブルを含み、場合により、前記送電ケーブルが架空送電ケーブルを含む、送電ケーブル。

【請求項6】前記脆性線が各々、金属マトリックスを含むマトリックス中の複数の連続繊維の複合材を含む、請求項1～5の何れか一項に記載の撲りケーブル。

【請求項7】前記金属マトリックスがアルミニウムを含み、前記連続繊維が多結晶-Al₂O₃を含む、請求項6に記載の撲りケーブル。

【請求項8】前記脆性線が連続しており、少なくとも150mの長さであり、場合により、前記脆性線が1mm～4mmの直径を有する、請求項1～7の何れか一項に記載の撲りケーブル。

【請求項9】前記脆性線が10～150の撲り込率を有するように螺旋状に撲られている、請求項1～8の何れか一項に記載の撲りケーブル。

【請求項10】少なくとも3本の撲り脆性線がある、請求項1～9の何れか一項に記載の撲りケーブル。

【請求項 11】 中心線を更に含み、撲り脆性線が前記中心線の周りに撲られており、場合により、少なくとも 2 層の前記撲り脆性線がある、請求項 10 に記載の撲りケーブル。